

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく官公署に対する協力
要請手続要領の制定について
(平成12年 3月24日例規第16号)

この要領は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第36条第4項の規定に基づき、官公署（官庁、公共団体その他の者をいう。）に資料の閲覧又は提供その他の協力を求める場合における手続を定めたものです。